

北九州市公衆浴場法施行条例

平成二十四年十二月十九日
条例第五十八号

(趣旨)

第一条 この条例は、公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 普通公衆浴場 温湯、潮湯、温泉その他を使用し、多人数の男女をそれぞれ一浴室に同時に入浴させる施設であつて、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される公衆浴場をいう。
- 二 その他の公衆浴場 普通公衆浴場以外の公衆浴場をいう。

(普通公衆浴場の設置の場所の配置の基準)

第三条 法第二条第三項に規定する公衆浴場の設置の場所の配置の基準は、普通公衆浴場の設置の場所が既に許可を受けた最も近い普通公衆浴場から二百五十メートル以上離れていることとする。

- 2 前項に規定する距離は、既に許可を受けた最も近い普通公衆浴場の主たる家屋の壁面と設置しようとする普通公衆浴場の主たる家屋の壁面との間の最も近い距離とする。
- 3 普通公衆浴場を設置する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定を適用しない。
 - 一 災害により普通公衆浴場が滅失し、滅失前と同一の場所に設置しようとするとき。
 - 二 既に許可を受けた普通公衆浴場の施設を増築し、又は改築しようとするとき。
 - 三 普通公衆浴場の譲受人が引き続き同一の場所で経営しようとするとき。
 - 四 前三号に定めるもののほか、地形、人口密度その他特別の理由により市長が公衆衛生上支障がないと認めるとき。
- 4 その他の公衆浴場を普通公衆浴場に変更しようとする場合にあつては、第一項及び第二項の規定を適用する。

(普通公衆浴場の措置の基準)

第四条 法第三条第二項に規定する換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準(以下「措置の基準」という。)のうち、普通公衆浴場の構造設備に係るものは、次のとおりとする。

- 一 出入口は、男女別に区画すること。
 - 二 脱衣室及び浴室は、屋外から見通せない構造とすること。
 - 三 脱衣室及び浴室は、男女別に設け、それらの境界は、高さ二メートル以上の仕切りで区画し、相互に見通せない構造とすること。
 - 四 脱衣室及び浴室には、採光及び換気のため、直接外気に接した箇所に適当な窓又はこれに代わる設備を設けること。
 - 五 脱衣室には、入浴者ごとに衣類等を入れる戸棚又はこれに代わる設備を設けること。
 - 六 脱衣室には、入浴者が利用できる便所並びに防虫、防臭及び流水による手洗いのための設備を設けること。
 - 七 浴室には、湯気抜き又はこれに代わる機械設備を設けること。
 - 八 浴室の床は、不浸透性材料で造るとともに、汚水を速やかに排水できる構造とすること。
 - 九 浴室の内壁は、不浸透性材料で造る場合を除き、床面から一メートル以上の高さまで耐水性材料で覆うこと。
 - 十 浴室には、上がり用湯及び上がり用水を常時供給する湯栓及び水栓を適当数設けること。
 - 十一 浴槽は、耐水性材料で造るとともに、床面から五センチメートル以上の上縁を設け、かつ、必要に応じ内側に足掛かりを設けること。
 - 十二 原湯を貯留するための槽(以下「貯湯槽」という。)を設ける場合は、貯湯槽内の湯の温度を通常の使用状態において摂氏六十度以上に保つことができる加温装置を設けること。ただし、これにより難しい場合にあっては、貯湯槽内の湯を消毒するための設備を設けること。
 - 十三 原湯又は原水を送水するための配管は、浴槽水を循環させるための配管と接続せず、かつ、原湯又は原水を浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。
 - 十四 循環させた浴槽水を使用する浴槽は、当該浴槽水が浴槽の底部に近い箇所で供給される構造とすること。
 - 十五 打たせ湯及びシャワーは、循環させた浴槽水を使用しない構造とすること。
 - 十六 屋内の浴槽水には、配管等を通じて屋外の浴槽水が混入しない構造とすること。
- 2 普通公衆浴場に係る措置の基準は、前項に掲げるもののほか、次のとおりとする。
- 一 脱衣室及び浴室の照度は、床面において百五十ルクス以上を保つこと。
 - 二 脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する施設は、一日に一回以上

- 清掃し、常に清潔に保つこと。
- 三 脱衣室、浴室、便所及び排水設備は、一月に一回以上消毒し、害虫、ねずみ族等の発生の防止及び駆除に努めること。
 - 四 七歳以上の男女を混浴させないこと。
 - 五 入浴者に、くし、タオル、かみそり等を貸与しないこと。ただし、新しいもの又は消毒したもの(かみそりを除く。)を貸与する場合にあっては、この限りでない。
 - 六 入浴者が遵守しなければならない事項その他の規則で定めるものを入浴者の見やすい場所に掲示すること。
 - 七 従業員が感染性の疾病にかかったとき又はその疑いがあるときは、業務に従事させないこと。
 - 八 浴場において使用する湯水は、常に清潔にし、規則で定める水質基準に適合させること。
 - 九 浴槽水は、一日に一回以上完全に換水すること。ただし、連日使用型循環浴槽(集毛器、消毒装置及びろ過器のいずれも備えた浴槽に限る。)を使用する場合にあっては、一週間に一回以上完全に換水することをもって足りる。
 - 十 浴槽は、常に満水状態を保ち、かつ、原湯若しくは原水又は十分にろ過した湯水を供給することによりあふれさせ、清浄に保つこと。
 - 十一 浴槽水の水質検査を一年に一回以上(二十四時間以上完全に換水しないで浴槽水を循環させている場合にあっては、一年に二回以上)行い、その成績書を三年間保存すること。
 - 十二 二十四時間以上完全に換水しないで浴槽水を循環させている場合にあっては、浴槽水を消毒するための塩素系薬剤を適切な位置に投入し、浴槽水一リットル中〇・四ミリグラム以上の遊離残留塩素濃度又は三ミリグラム以上のモノクロラミン濃度を保つこと。ただし、これに代わる有効な方法で消毒する場合にあっては、この限りでない。
 - 十三 浴槽水を循環させるために使用する設備は、定期的に清掃及び消毒をするとともに、適切な維持管理を行うこと。
 - 十四 貯湯槽内の生物膜の状況を定期的に把握し、必要に応じ生物膜の除去を行うための清掃及び消毒をすること。
 - 十五 貯湯槽内の湯の温度は、摂氏六十度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、貯湯槽内の湯を塩素系薬剤等で消毒すること。
 - 十六 浴槽からあふれ出た湯水及び浴槽水を回収するための槽(以下この号において「回収槽」という。)内の湯水は、浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、回収槽内の清掃及び消毒を十分にするとともに、回収槽内の湯水を塩素系薬剤等で消毒すること。
 - 十七 気泡発生装置、ジェット噴射装置等の微小な水粒を発生させる設備(次号において「気泡発生装置等」という。)を設置した浴槽には、二十四時間以上完全に換水しないで循環させている浴槽水を使用しないこと。
 - 十八 気泡発生装置等は、定期的に清掃及び消毒をするとともに、空気取入口

- にほこり等が入らない措置を講ずる等適切な維持管理を行うこと。
- 十九 打たせ湯及びシャワーには、循環させた浴槽水を使用しないこと。
- 二十 貯湯槽内の湯の温度及び第十二号に規定する遊離残留塩素濃度又はモノクロアミン濃度を一日に二回以上測定し、その記録(同号ただし書又は第十五号ただし書の規定による措置に関する記録を含む。)を三年間保存すること。
- 二十一 水位計配管は、適切な消毒方法で定期的に生物膜を除去すること。
- 二十二 前各号に掲げる措置を適正に講ずるための手引書を作成し、従業員に周知させること。
- 3 次条及び第六条の規定は、普通公衆浴場の施設内に付置される入浴設備の措置の基準について準用する。

(その他の公衆浴場の措置の基準)

第五条 その他の公衆浴場の措置の基準は、次のとおりとする。

- 一 風紀が乱れないように注意し、及び従業員を指導すること。
 - 二 風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真その他物品を備え、又は掲げないこと。
 - 三 風紀を乱すおそれのある放送を行わないこと。
- 2 個室を設けて入浴させるその他の公衆浴場(以下「個室公衆浴場」という。)の措置の基準については、前項に掲げるもののほか、次のとおりとする。
- 一 前条第一項第二号、第四号及び第七号から第九号までに規定する措置を講ずること。
 - 二 個室は、適当な広さの脱衣室と浴室に区分すること。
 - 三 浴室には、浴槽又は湯及び水の出るシャワーを設けること。
 - 四 入浴者が利用できる便所を男女別に設けるとともに、防虫、防臭及び流水による手洗いのための設備を設けること。
 - 五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第六項第一号に規定する営業に係る個室にあつては、その内部を浴場内の通路から常に見通せる構造及び配置とし、出入口の扉には、鍵を付けないこと。
 - 六 前条第二項第一号から第三号まで及び第五号から第八号までに規定する措置を講ずること。
 - 七 浴槽水は、入浴者ごとに完全に換水すること。
 - 八 湿熱又は乾熱を使用する入浴設備を設ける場合は、見やすい位置に温度計を備え、適正な温度を保つこと。
- 3 個室公衆浴場以外のその他の公衆浴場の措置の基準は、第一項に掲げるもののほか、次のとおりとする。
- 一 前条第一項各号及び第二項各号に規定する措置を講ずること。
 - 二 前項第三号及び第八号に規定する措置を講ずること。
 - 三 のこくず、ぬか等を使用する入浴設備にあつては、必要に応じこれらを新

しいものと入れ替え、常に清潔に保つこと。

(措置の基準の特例)

第六条 その他の公衆浴場について、設備の形態その他の理由により、前条第三項第一号の規定により適用される第四条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第十三号並びに第二項第四号、第十号及び第十一号又は前条第二項第六号若しくは第三項第一号の規定により適用される第四条第二項第一号に規定する措置の基準により難しい場合であって、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、当該基準によらないことができる。

(手数料)

第七条 法第二条第一項の規定により浴場業の許可の申請をしようとする者は、当該申請の際一件につき二万二千元の手数料を納めなければならない。

2 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第四条第一項第十二号から第十四号まで、第十五号(シャワーに係る部分を除く。)及び第十六号(第五条第三項第一号の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)の規定は、この条例の施行の際現に存する公衆浴場であって、福岡県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例(平成十五年福岡県条例第十二号。以下「改正県条例」という。)の施行の際現に法第二条第一項の規定により許可を受けていた営業者が有していた営業の施設(改正県条例の施行後に改築された施設を除く。)及び改正県条例の施行前に当該許可の申請をし、改正県条例の施行後に当該許可を受けた者が改正県条例の施行の際有していた施設(改正県条例の施行後に改築された施設を除く。)については、この条例の施行の日以後最初に行う浴室の改築の工事が完了するまでの間は、適用しない。

- 3 第四条第一項第十五号(シャワーに係る部分に限る。)及び同条第二項第十九号(シャワーに係る部分に限る。)の規定(第五条第三項第一号の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)は、この条例の施行の際現に法第二条第一項の規定により許可を受けている営業者が有する営業の施設については、この条例の施行の日以後最初に行う浴室の改築の工事が完了するまでの間は、適用しない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年五月一日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年七月一日から施行する。